



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年11月4日金曜日 第2822号

### ◇ 目 次 ◇

保安林の指定施業要件の変更予定に係る揭示(4件).....(森林整備課)... 901  
 保安林の指定施業要件の変更.....( " )... 903  
 急傾斜地崩壊危険区域の指定.....(砂防課)... 903  
 公共測量の実施の通知(4件).....(道路維持課)... 903  
 都市計画の変更(一部変更)案の縦覧.....(都市計画課)... 903  
 愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し.....(会計課)... 904  
 愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更.....( " )... 904  
 土地改良区役員の就退任の届出.....(中予地方局農村整備第一課)... 904  
 道路の区域変更(県道久米垣生線).....(中予地方局管理課)... 904  
 道路の区域変更(県道砥部伊予松山線).....( " )... 904

### 公 告

ふく取扱者試験の施行.....(薬務衛生課)... 905  
 採石業務管理者試験の合格者の発表.....(土木管理課)... 905

### 公営企業公告

マルチスライスCTの借入れ.....(公営企業管理局総務課)... 905  
 注射薬自動払出システムの借入れ.....( " )... 907

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1225号

保安林の指定施業要件の変更予定(平成28年10月11日愛媛県告示第1123号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を愛南町役場の揭示場に揭示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成28年11月4日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
南宇和郡愛南町御荘和口1102、1103	南宇和郡御荘町大字和口792番地 増田 新一	森林所有者
南宇和郡愛南町御荘長洲632	岡山県赤磐郡瀬戸町江尻2018番地 土居 トメ	"
南宇和郡愛南町御荘長洲726の1	南宇和郡御荘村大字長洲421番地 若宮神社	"
南宇和郡愛南町御荘長洲756	南宇和郡御荘村大字長洲721番地 松下 藤一	"
南宇和郡愛南町御荘長洲757	南宇和郡御荘町大字長洲721番地 松下 藤一	"
南宇和郡愛南町御荘長洲759	南宇和郡御荘町大字長洲477番地 宮下 ヤク	"

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### ○愛媛県告示第1226号

保安林の指定施業要件の変更予定(平成28年10月11日愛媛県告示第1124号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を愛南町役場の揭示場に揭示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成28年11月4日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
南宇和郡愛南町御荘和口876	南宇和郡御荘村大字和口281番地 若宮神社	森林所有者

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁並びに愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1227号

保安林の指定施業要件の変更予定(平成28年10月11日愛媛県告示第1125号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を愛南町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成28年11月4日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
南宇和郡愛南町御荘菊川484	南宇和郡御荘町大字菊川125番戸尾崎 民一郎	森林所有者
"	南宇和郡御荘町大字菊川63番戸松 家 與太郎	"
"	南宇和郡御荘町大字菊川64番戸尾崎 藤 松	"
"	南宇和郡御荘町大字菊川65番戸尾崎 竹 松	"
"	南宇和郡御荘町大字菊川66番戸尾崎 平 藏	"
"	南宇和郡御荘町大字菊川116番戸木 下 要 吾	"
"	南宇和郡御荘町大字菊川117番戸桐 林 松 治	"
"	南宇和郡御荘町大字菊川114番戸井 関 類 太	"
"	南宇和郡御荘町大字菊川112番戸尾 倉 芳 松	"
"	南宇和郡御荘町大字菊川110番戸山 平 寅 吉	"
"	南宇和郡御荘町大字菊川109番戸藤 村 万 太郎	"
"	南宇和郡御荘町大字菊川108番戸尾 崎 温 和	"
"	南宇和郡御荘町大字菊川107番戸尾 崎 運 太郎	"
"	南宇和郡御荘町大字菊川イ121番戸河 野 清 吉	"
"	南宇和郡御荘町大字菊川123番戸尾 崎 茂 市	"
"	南宇和郡御荘町大字菊川127番戸前 田 熊 太郎	"

"	南宇和郡御荘町大字菊川122番戸松 本 丑 松	"
"	南宇和郡御荘町大字菊川120番戸倉 田 定 太郎	"

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1228号

保安林の指定施業要件の変更予定(平成28年10月14日愛媛県告示第1131号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を宇和島市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成28年11月4日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
宇和島市津島町山財3955	北宇和郡清満村大字山財大道組68番地山口 龍太郎	森林所有者
宇和島市津島町山財4011、4022、4032、4036、4047、4057、4058、4094	北宇和郡津島町大字山財3750番地堀 田 一 義	"
宇和島市津島町山財4043、4044、4099	松山市南吉田町975番地松 本 八 重	"
宇和島市津島町山財4045、4046、4098	北宇和郡津島町大字御内517番地福 田 義 人	"
宇和島市津島町山財4069	北宇和郡清満村大字山財大道組183番地堀 川 岩 太郎	"
"	北宇和郡清満村大字山財93番地堀 田 三 之 進	"
"	北宇和郡清満村大字山財282番地山 口 亀 吉	"
"	北宇和郡清満村大字山財406番地黒 田 一 枝	"
宇和島市津島町山財4073	山財森 下 吉 三 郎	"
宇和島市津島町山財4089	宇和島市川内甲2028番地16森 川 治 代	"
宇和島市津島町山財4090	宇和島市川内甲2028番地16森 川 安 孝	"

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
 は、次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和  
 島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1229号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、  
 次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
 平成28年11月4日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として  
 指定された目的  
 平成2年2月21日農林水産省告示第225号(二に係るものに限  
 る。)
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
 は、次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び新居  
 浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1230号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第  
 57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区  
 域として指定する。  
 その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び市役所  
 において縦覧に供する。  
 平成28年11月4日

愛媛県知事 中村時広

黒代

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱16号までを順次  
 結んだ線及び標柱16号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町	字	地 番	標 柱	
西条市	藤之石	中ノ池	5号73番2	1号、2号、16号
			5号77番	3号、4号、5号、6号
			5号81番	7号、8号
			5号82番地先	9号
			5号85番1	10号
			5号88番	11号
			5号86番2	12号
			5号42番	13号、14号
			5号49番	15号

○愛媛県告示第1231号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第  
 14条第1項の規定に基づき、松山河川国道事務所長から次のとおり  
 公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年11月4日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量(レベル1,000地形図作成)
- 2 作業期間 平成28年10月28日から  
平成29年3月15日まで
- 3 作業地域 松山市内一部地域

○愛媛県告示第1232号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第  
 14条第1項の規定に基づき、大洲河川国道事務所長から次のとおり  
 公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年11月4日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量(空中写真測量、数値図化)
- 2 作業期間 平成28年10月25日から  
平成29年3月10日まで
- 3 作業地域 南宇和郡愛南町

○愛媛県告示第1233号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第  
 14条第1項の規定に基づき、松山市長から次のとおり公共測量を  
 実施する旨の通知があった。

平成28年11月4日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量(1/2,500地形図作成)
- 2 作業期間 平成28年10月24日から  
平成29年2月28日まで
- 3 作業地域 松山市都市計画区域内の一部

○愛媛県告示第1234号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第  
 14条第1項の規定に基づき、新居浜市長から次のとおり公共測量を  
 実施する旨の通知があった。

平成28年11月4日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量(3級基準点)
- 2 作業期間 平成28年11月14日から  
平成29年1月29日まで
- 3 作業地域 新居浜市郷一丁目、郷二丁目、郷四丁目

○愛媛県告示第1235号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づ  
 き、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準  
 用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を  
 愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧  
 に供する。

平成28年11月4日

愛媛県知事 中村時広

- 1 都市計画の種類及び名称  
 新居浜都市計画一団地の官公庁施設  
 新居浜一団地の官公庁施設

2 都市計画を変更する土地の区域

(2) 削除する部分 なし

(1) 追加する部分 なし

○愛媛県告示第1236号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

平成28年11月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定 番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
松第 97号	松山市星岡五丁目12番11号	白川 明彦	松山市星岡五丁目12番11号	平成28年10月1日
松第 101 号	松山市旭町47番地5	重松 美鈴	松山市旭町47番地5	平成28年10月4日

○愛媛県告示第1237号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第5条第6項の規定により告示する。

平成28年11月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定 番号	売 り さ ば き 人		変 更 事 項		変更許可 年月日
	住 所	氏 名 又 は 名 称	新	旧	
松第 77号	松山市平和通六丁目5番1号	公益社団法人 愛媛県宅地建物取引業協会	売りさばき人名称 公益社団法人 愛媛県宅地建物取引業協会	売りさばき人名称 社団法人 愛媛県宅地建物取引業協会	平成24年 4月1日
今第 20号	今治市いこいの丘4番地2	今治建設業協同組合	売りさばき人住所 今治市いこいの丘4番地2 売りさばき所 今治市いこいの丘4番地2	売りさばき人住所 今治市北宝来町二丁目3番地37 売りさばき所 今治市北宝来町二丁目3番地37	平成23年 2月11日

○愛媛県告示第1238号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市平井町土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成28年11月4日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	河 本 信 久	松山市平井町563番地
"	和 田 和 義	松山市平井町1885番地1

○愛媛県告示第1239号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年11月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅 員	延 長	備 考
県 道	久米垣生線	松山市保免上二丁目314番6から 同市保免中三丁目317番2地先まで	旧	メートル 13.0～19.5	キロメートル 0.079	
			新	12.7～15.1	0.079	

○愛媛県告示第1240号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年11月4日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	砥部伊予松山線	松山市富久町409番3から 同町718番地先まで	旧	メートル 7.1~14.5	キロメートル 0.046	
			新	10.5~15.5	0.046	

公 告

○公 告

ふぐ取扱者試験の施行について

愛媛県ふぐ取扱者条例（昭和27年愛媛県条例第63号）第4条の規定による平成28年度ふぐ取扱者試験を次のとおり施行する。

平成28年11月4日

愛媛県知事 中村時広

1 試験の日時及び場所

試験別	日 時	場 所
学科試験	平成29年2月2日（木）午後1時30分	松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁
実地試験	平成29年3月14日（火）午前10時	松山市勝山町一丁目1番5 愛媛調理製菓専門学校

2 受験願書の提出期間

平成29年1月4日（水）から12日（木）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

3 受験願書の提出先

県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。

4 試験科目

試験は、次に掲げる科目について学科試験を行い、学科試験の合格者について実地試験を行う。

- (1) 衛生法規
- (2) 食品衛生学
- (3) 魚類学

5 その他

受験についての必要事項は、受験票により指示する。

○公 告

採石業務管理者試験の合格者の発表について

平成28年10月14日に実施した採石業務管理者試験の合格者は、次のとおりである。

平成28年11月4日

愛媛県知事 中村時広

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
2	3	5	6
9	11	15	17
19	20	21	

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年11月4日

愛媛県公営企業管理者 俊野健治

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
マルチスライスCTの借入れ
- (2) 借入物品名及び数量  
マルチスライスCT 2式  
(使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)
- (3) 借入物品の内容等  
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間  
平成29年3月1日から平成35年2月28日まで

(借入期間満了後、借入物品の所有権を愛媛県へ移転するものとする)

## (5) 借入場所

愛媛県今治市石井町4丁目5の5  
愛媛県立今治病院 1式  
及び

愛媛県新居浜市本郷三丁目1番1号  
愛媛県立新居浜病院 1式

## (6) 設置完了日

平成29年2月28日

## (7) 入札方法

ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)に定義するシステム(以下「電子入札システム」という。)による。ただし、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)7(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にとっては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、1月当たりの借入代金とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当する者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告で示す物品を借入期間の開始までに確実に納入できることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

## 3 入札書の提出方法等

- (1) 提出書類及び入札書の提出方法  
電子入札システムによる。
- (2) 契約条項及び入札説明書の掲載場所  
愛媛県入札情報公開システム上に掲載する。  
<https://www.ebid-ppi.pref.ehime.jp/ebidPPIGPublish/EjPPiJ>
- (3) 入札書のほかに提出する書類の受領期限  
平成28年12月7日(水)午後5時00分まで。
- (4) 入札書の受領期限  
電子入札システムによる場合は、平成28年12月15日(木)から平成28年12月16日(金)までの電子入札システム稼働時間中(午前9時00分から午後8時00分まで(ただし、12月16日は午後5時15分まで))。  
紙入札による場合は、平成28年12月16日(金)午後5時15分まで。
- (5) 開札の日時及び場所

平成28年12月19日(月)午前10時00分

愛媛県公営企業管理局会議室(愛媛県庁第二別館2階)

## (6) 問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話 (089)912 1000 内線4623  
又は(089)912 2794

## 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

## (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき平成28年12月7日(水)午後5時00分までに提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

## (5) 契約書作成の要否

要

## (6) 契約保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から第154条までの規定による。

## (7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

## (8) 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便(書留郵便に限る。)により3(6)に掲げる場所に提出すること。

## (9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Multi slice Computed Tomography System , 2 set
- (2) Time limit of tender: 5:15 p.m. , 16 December 2016
- (3) For further information , please contact: Property Management Section , General Affairs Division , Public

Enterprise Administration Bureau, Ehime Prefectural  
Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime  
790 8570 Japan  
TEL 089 912 2794

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年11月4日

愛媛県公営企業管理者 俊 野 健 治

### 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
注射薬自動払出システムの借入れ
- (2) 借入物品名及び数量  
注射薬自動払出システム 2式  
(使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)
- (3) 借入物品の内容等  
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間  
平成29年3月1日から平成35年2月28日まで  
(借入期間満了後、借入物品の所有権を愛媛県へ移転するものとする)
- (5) 借入場所  
愛媛県松山市春日町83番地  
愛媛県立中央病院
- (6) 設置完了日  
平成29年2月28日
- (7) 入札方法  
ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)に定義するシステム(以下「電子入札システム」という。)による。ただし、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)7(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にとっては、紙入札を行うことができる。  
イ 入札金額は、1月当たりの借入代金とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当する者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告で示す物品を借入期間の開始までに確実に納入できることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合においては、その許認可等に基づく営業であることを証

明した者であること。

### 3 入札書の提出方法等

- (1) 提出書類及び入札書の提出方法  
電子入札システムによる。
- (2) 契約条項及び入札説明書の掲載場所  
愛媛県入札情報公開システム上に掲載する。  
<https://www.ebid-ppi.pref.ehime.jp/ebidPPIGPublish/EjPPIj>
- (3) 入札書のほかに提出する書類の受領期限  
平成28年12月7日(水)午後5時00分まで。
- (4) 入札書の受領期限  
電子入札システムによる場合は、平成28年12月15日(木)から平成28年12月16日(金)までの電子入札システム稼働時間中(午前9時00分から午後8時00分まで(ただし、12月16日は午後5時15分まで))。  
紙入札による場合は、平成28年12月16日(金)午後5時15分まで。
- (5) 開札の日時及び場所  
平成28年12月19日(月)午前11時00分  
愛媛県公営企業管理局会議室(愛媛県庁第二別館2階)
- (6) 問い合わせ先  
愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話 (089)912 1000 内線4623  
又は(089)912 2794

### 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき平成28年12月7日(水)午後5時00分までに提出しなければならない。  
なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効  
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否  
要
- (6) 契約保証金  
愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から第154条までの規定による。
- (7) 落札者の決定方法  
この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者

が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により3<sup>(6)</sup>に掲げる場所に提出すること。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: automatic injection drug dispensing system , 2 set
- (2) Time limit of tender: 5:15 p.m . , 16 December 2016
- (3) For further information , please contact: Property Management Section , General Affairs Division , Public Enterprise Administration Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan  
TEL 089 912 2794